

平成26年度

消費税増税対策設備投資  
緊急促進事業

事業案内

平成26年4月



Niigata  
Industrial  
Creation  
Organization

公益財団法人

にいがた産業創造機構

## 目 次

- 1 事業の概要 . . . . . 3
- 2 事業の流れ . . . . . 7
- 3 消費税増税対策設備投資緊急促進事業に関連する融資の概要 . . . . . 16
- 4 消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領・様式 . . . . . 22

消費税増税対策設備投資緊急促進事業に関するお問い合わせ先

 <p>Niigata Industrial Creation Organization</p>	(公財)にいがた産業創造機構
TEL : (025) 246-0056	
FAX : (025) 246-0030	

# 1 事業の概要

## (1) 消費税増税対策設備投資緊急促進事業の目的

消費税増税後の景気の腰折れが懸念されることから、新たな成長が期待される分野や事業拡大・新分野進出等に取り組む企業への設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の下支えに資することを目的とします。

## (2) 支援内容

設備の導入に必要な資金の一部について、所定の利子に相当する金額を助成します。

## (3) 助成対象者

### I 金融機関資金を利用する方

当事業の取扱金融機関（以下、「取扱金融機関」という。）が行う下記に定める融資の利用により、設備を導入する者であり、次の①から⑥のいずれかに該当する方。（ただし、交付申請時点において、融資を受けていないこと、かつ、原則として平成27年2月28日までに設備の導入を完了することが必要です。）

- ① 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- ② 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ④ 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- ⑤ 農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること）又は認定農業者
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人

資金使途	設備資金（土地の取得資金を除く。）
融資金額	1,000万円以上3億円以内 ※3億円超も対象。ただし、助成対象は3億円まで
融資期間	1年以上10年以内（据置1年以内）
融資利率	上限利率はみずほ銀行が公表する長期プライムレートとする。
返済方法	元金均等返済又は元利均等返済
担保・保証人	金融機関の審査基準による
貸付方法	証書貸付

(注) 信用組合は全国信用組合連合会代理貸付「くみれん地域サポートローン」も対象

## II 県制度融資を利用する方

次の①か②のどちらかに該当する方。(ただし、交付申請時点において、融資を受けていないこと、かつ、原則として平成27年2月28日までに設備の導入を完了することが必要です。)

- ① 県制度融資「フロンティア企業支援資金(設備投資促進枠)」(融資額1,000万円以上かつ5,000万円以下)を利用して設備投資を行う中小企業者(小規模企業者を含む。)、事業協同組合等  
※「フロンティア企業支援資金(設備投資促進枠)」と併せて、県制度融資「フロンティア企業支援資金(新技術・新事業等展開枠)」または「フロンティア企業支援資金(グリーンニューディール枠)」を利用して設備投資を行う中小企業者、事業協同組合等を含む。
- ② 県制度融資「小口零細企業保証制度資金」(融資額1,250万円以下)と(公財)にいがた産業創造機構が行う「設備資金貸付制度」を併用して設備投資を行う小規模企業者

【参考】小規模企業者の範囲(中小企業信用保険法第2条第3項に定めるもの)

業種区分	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

### (4) 助成の要件

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者(期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。)が1名以上増加していること
- ② 施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の売上高等が導入前と比較して増加する計画であること

### (5) 助成の対象となる融資

金融機関資金または県制度融資

※ただし、融資上限額3億円の内数で県制度融資(1千万円～5千万円)との併用可

## (6) 申込方法

取扱金融機関において融資の申込みを行ったうえで、(公財) にいがた産業創造機構に消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成対象事業計画書を提出してください。

事業計画書の提出に必要な書類は、取扱金融機関に用意してあるほか、(公財) にいがた産業創造機構ホームページ (<http://www.nico.or.jp>) から入手できます。

## (7) 取扱金融機関

新潟県中小企業制度融資(県制度融資)の取扱金融機関とする。

### 【参考】県制度融資の取扱金融機関

県制度融資は次の金融機関の県内営業店で取り扱っています。

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、魚沼みなみ農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協
--

## (8) 助成対象事業計画書の受付期間

平成26年4月3日から平成26年12月26日まで

※事業計画に必要な書類のうち、作成に日数を要する場合がある書類(金融機関の協力を得て作成する書類)があるため、金融機関への融資申込や助成金の事業計画提出は期日に余裕を持って行ってください。

## (9) 審査基準

事業計画書に基づき、設備投資計画の期待効果、および常用雇用者の増加人数と売上高や付加価値額の増加額の達成可能性を審査し、投資効果の高い案件を優先して採択します。

なお、採択者へは交付決定通知を、不採択者へは不採択通知を送付します。

## (10) その他の書類の提出締切日

①助成金交付申請 → 助成対象事業計画書とともに提出

②遂行状況報告書 → 設備の発注後10日以内、および金融機関から融資を受けた後10日以内

③実績報告書 → 設備代金の支払後 25 日以内、又は平成 27 年 3 月 20 日のいずれかの早い期日

※ 実績報告書には設備代金の領収書の写しを添付する必要がありますので、提出までの間に設備代金の支払いを終えてください。

④助成金支払請求書 → 実績報告書の提出日以降

※ 契約等により助成金分を含む設備代金の前払いが必要な場合は、納入前の概算払いも可能です。(事前に相談が必要です。)

⑤助成対象要件に係る報告書 → 設備等導入 3 期後

※ 売上高要件で申請した場合、設備等導入後 3 期分の決算書の写しを添付し提出

#### (1 1) 事後検査の実施

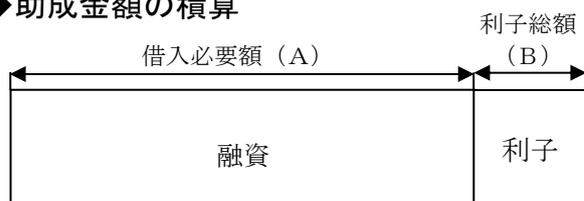
助成対象となる設備導入の完了後 3 年間、事業効果測定の参考資料とするため、助成対象者への検査を実施しますので、予めご承知おきください。(→「消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領」第 16 条 参照)

## 2 事業の流れ

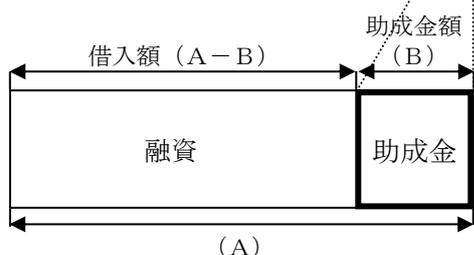
### I 金融機関資金を利用する方

- ① 取扱金融機関において、消費税増税対策設備投資緊急促進事業を利用する旨を伝え、前記1（3）の融資条件で融資申込をしてください。
- ② 融資額・返済期間等を金融機関とご相談のうえ、金融機関の協力により「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成してください。

#### ◆助成金額の積算



#### ◆実際の借入額



- ・実際の借入額  $(A - B)$  が1,000万円以上かつ3億円以下となること。
- ・実際の設備導入額が3億円を超える場合であっても、助成金額を積算する場合の借入必要額  $(A)$  は3億円（融資限度額）を上限とする。
- ・助成金額  $(B)$  の積算に当たり、導入必要額  $(A)$  は、消費税を抜いた設備金額となります。

※借入  $(A - B)$  と助成金  $(B)$  により設備を導入

- ③ 「助成金交付申請書」（第1号様式）並びに「助成対象事業計画書」（第1号様式 別紙1）を作成し、「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）および必要な添付書類とともに、（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。
- ④ （公財）にいがた産業創造機構において消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成要件（→4ページ）に適合しているか、確認します。
- ⑤ （公財）にいがた産業創造機構の審査会において、事業計画書を審査し、投資効果の高い設備投資案件を優先して採択します。
- ⑥ 助成金の交付決定が行われます。

※審査会の結果（採択の可否）については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

助成金の交付が決定された場合であっても、金融機関から融資が行われないこととなった場合は、助成金の交付対象とはなりませんので、交付決定が取り消されます。

※交付決定後、金融機関からの融資額や設備の購入予定額に変更があった場合は、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に報告したうえで、「変更承認申請書」（第3号様式）および「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成のうえ、提出してください。

※変更承認申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

⑦購入先への設備の発注後、「事業遂行状況報告書」（第6号様式）を作成し、契約書または発注書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑧金融機関から融資が実行された後、「事業遂行状況報告書」（第6号様式）を作成し、融資計算書（または融資残高証明書）および返済明細書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑨設備が納入され、代金の支払後、「実績報告書」（第7号様式）及び「助成金支払請求書」（第8号様式）を作成し、請求書及び領収書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

※設備購入の際に値引き等が行われた場合は助成金額を減額するので、実際の設備購入額に基づいて「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成し、実績報告書とあわせて提出してください。

⑩提出書類の確認後、（公財）にいがた産業創造機構から助成金が支給されます。

#### ◆助成金の支払時期

助成金支払請求書の提出日	支払時期
1～15日	同月の30(31)日払い
16日～30(31)日	翌月15日払い

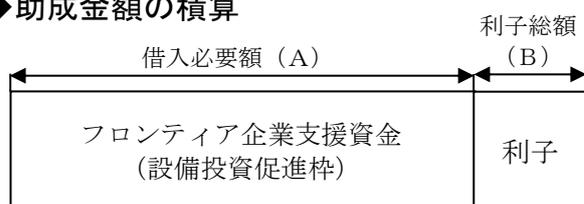
※契約等により助成金分を含む設備導入代金の前払い等が必要な場合は事前に（公財）にいがた産業創造機構に相談してください。

## II 県制度融資を利用する方

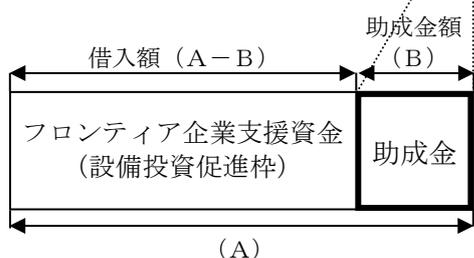
### (1) フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）を利用する場合

- ① 県制度融資の取扱金融機関において、フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資を申込みとともに、消費税増税対策設備投資緊急促進事業を利用する旨を伝えてください。
- ② フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資額・返済期間等を金融機関とご相談のうえ、金融機関の協力により「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成してください。

#### ◆ 助成金額の積算



#### ◆ 実際の借入額



- ・ 実際の借入額（ $A - B$ ）が1,000万円以上かつ5,000万円以下となること。
  - ・ 実際の設備導入額が5,000万円を超える場合であっても、助成金額を積算する場合の借入必要額（ $A$ ）は5,000万円（設備投資促進枠の融資限度額）を上限とする。
- ※なお、5,000万円を超える部分をフロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）または（グリーンニューディール枠）により借り入れる場合、これらの借入れ部分にかかる利子についても助成金の積算対象となる。  
（→11 ページ）

※借入（ $A - B$ ）と助成金（ $B$ ）により設備を導入

- ③ 「助成金交付申請書」（第1号様式）並びに「助成対象事業計画書」（第1号様式 別紙1）を作成し、「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）および必要な添付書類とともに、（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。
- ④ （公財）にいがた産業創造機構において消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成要件（→4 ページ）に適合しているか、確認します。
- ⑤ （公財）にいがた産業創造機構の審査会において、事業計画書を審査し、投資効果の高い設備投資案件を優先して採択します。
- ⑥ 助成金の交付決定が行われます。

※審査会の結果（採択の可否）については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

助成金の交付が決定された場合であっても、金融機関からフロンティア企業支援資金の融資が行われないこととなった場合は、助成金の交付対象とはなりませんので、交付決定が取り消されます。

※交付決定後、金融機関からの融資額や設備の購入予定額に変更があった場合は、速やかに（公財）にいがた産業創造機構に報告したうえで、「変更承認申請書」（第3号様式）および「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成のうえ、提出してください。

※変更承認申請の結果については、（公財）にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）の作成協力金融機関へ情報提供します。

⑦購入先への設備の発注後、「事業遂行状況報告書」（第6号様式）を作成し、契約書または発注書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑧金融機関から融資が実行された後、「事業遂行状況報告書」（第6号様式）を作成し、融資計算書（または融資残高証明書）および返済明細書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

⑨設備が納入され、代金の支払後、「実績報告書」（第7号様式）及び「助成金支払請求書」（第8号様式）を作成し、請求書及び領収書の写しを添付して（公財）にいがた産業創造機構に提出してください。

※助成金の支払時期については、8ページの表をご確認ください。

※設備購入の際に値引き等が行われた場合は助成金額を減額するので、実際の設備購入額に基づいて「助成金申請額積算報告書」（第2号様式）を作成し、実績報告書とあわせて提出してください。

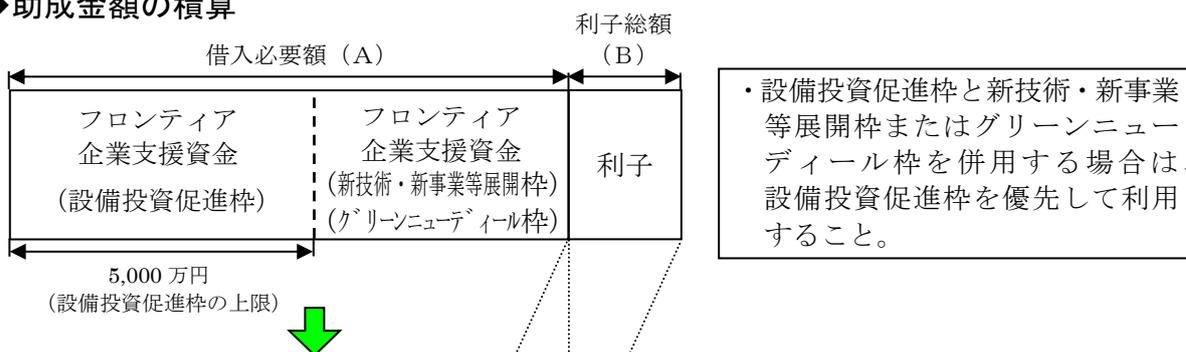
⑩提出書類の確認後、（公財）にいがた産業創造機構から助成金が支給されます。

●「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と「フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）」または「フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）」を併用する場合

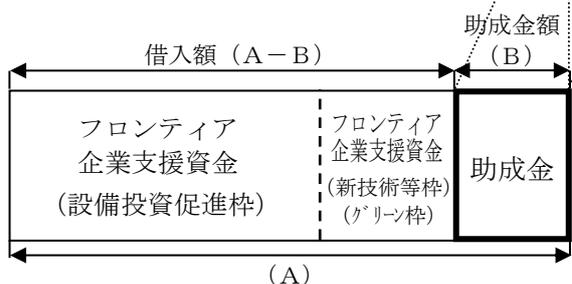
設備の購入額がフロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）の融資限度額（5,000万円）を超過し、かつフロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）またはフロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）の融資対象要件（→19～20ページ）を満たす場合には、新技術・新事業等展開枠またはグリーンニューディール枠の借入金に係る利子額も消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成金の積算対象となります。

この場合は、設備投資促進枠の融資申込とあわせて新技術・新事業等展開枠またはグリーンニューディール枠の融資申込を金融機関に対して行ってください。  
 ※新技術・新事業等展開枠またはグリーンニューディール枠の単独利用の場合（設備投資促進枠と併用しない場合）は、消費税増税対策設備投資緊急促進事業の対象とはなりません。

◆助成金額の積算



◆実際の借入額



※借入 (A-B) と助成金 (B) により設備を導入

なお、新技術・新事業等展開枠およびグリーンニューディール枠の利用については、それぞれの融資対象要件について、別途、(公財)にいがた産業創造機構の認定を受ける必要があります。

(新事業・新技術等展開枠およびグリーンニューディール枠の融資対象要件→19～20ページ)

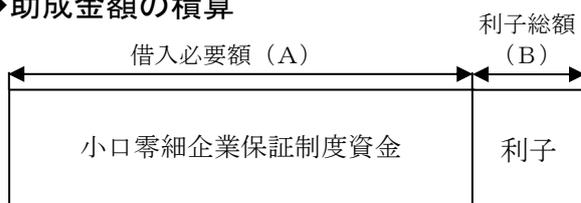
この他の手続きの流れは、9ページからの「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）を利用する場合」に従ってください。

(2) 小口零細企業保証制度資金と設備資金貸付を利用する場合  
(小規模企業者が対象)

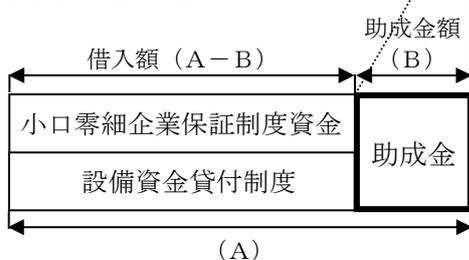
「小規模企業者」に該当する方(小規模企業者の範囲→4ページ)は、県制度融資「小口零細企業保証制度資金」と(公財)にいがた産業創造機構が行う「設備資金貸付制度」を原則として半額ずつ利用して設備投資を行うことにより、消費税増税対策設備投資緊急促進事業の対象となります。

- ① 制度融資の取扱金融機関において、小口零細企業保証制度資金の融資を申込みとともに、消費税増税対策設備投資緊急促進事業を利用する旨を伝えてください。
- ② 小口零細企業保証制度資金の融資額・返済期間等を金融機関とご相談のうえ、金融機関の協力により「助成金申請額積算報告書」(第2号様式)を作成してください。

◆助成金額の積算



◆実際の借入額



※借入(A-B)と助成金(B)により設備を導入

・助成金額の積算時には小口零細企業保証制度資金のみの借入れの想定で利子額を計算すること。

・ただし、実際の設備導入額が1,250万円を超える場合であっても、助成金額を積算する場合の借入必要額(A)は1,250万円(小口零細企業保証制度資金の融資限度額)を上限とする。

・実際の借入額(A-B)は100万円以上かつ2,500万円以下とし、小口零細企業保証制度資金と設備資金貸付制度を半額ずつ利用すること。

※最低借入額が100万円であるのは、設備資金貸付の最低貸付額が50万円のため。(小口零細企業保証制度資金50万円+設備資金貸付50万円)

また、最大借入額が2,500万円であるのは、小口零細企業保証制度資金の融資限度額が1,250万円であるため。(小口零細企業保証制度資金1,250万円+設備資金貸付1,250万円)

- ③ 実際の借入れは、助成金分を除いて必要となる借入額(上図のA-B)の半額を小口零細企業保証制度資金で、残りの半額を設備資金貸付制度での借入れとなるため、小口零細企業保証制度については金融機関に、設備資金貸付制度については(公財)にいがた産業創造機構に、それぞれ申し込んでください。

- ④ 「助成金交付申請書」(第1号様式)並びに「助成対象事業計画書」(第1号様式別紙1)を作成し、「助成金申請額積算報告書」(第2号様式)および必要な添付書類とともに、(公財)にいがた産業創造機構に提出してください。

- ⑤ (公財) にいがた産業創造機構において消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成要件 (→4 ページ) に適合しているか、確認します。
- ⑥ (公財) にいがた産業創造機構の審査会において、事業計画書を審査し、投資効果の高い設備投資案件を優先して採択します。
- ⑦助成金の交付決定が行われます。

※審査会の結果 (採択の可否) については、(公財) にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」(第2号様式) の作成協力金融機関へ情報提供します。

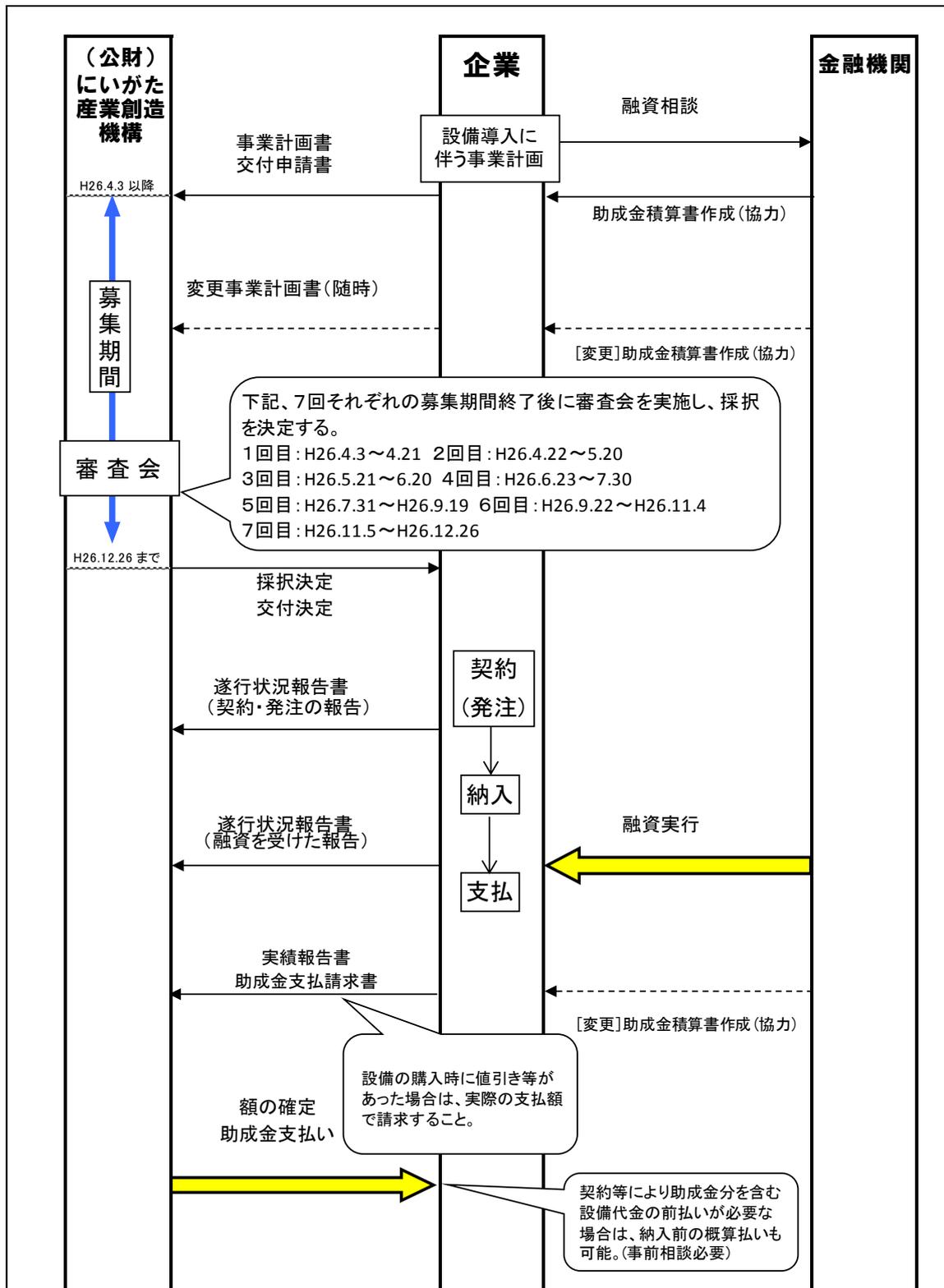
助成金の交付が決定された場合であっても、金融機関から小口零細企業保証制度の融資が行われないこととなった場合や、(公財) にいがた産業創造機構の設備資金貸付制度の貸付対象とならなかった場合は、助成金の交付対象とはなりませんので、交付決定が取り消されます。

※交付決定後、金融機関からの融資額や設備の購入予定額に変更があった場合は、速やかに (公財) にいがた産業創造機構に報告したうえで、「変更承認申請書」(第3号様式) および「助成金申請額積算報告書」(第2号様式) を作成のうえ、提出してください。

※変更承認申請の結果については、(公財) にいがた産業創造機構から「助成金申請額積算報告書」(第2号様式) の作成協力金融機関へ情報提供します。

- ⑧購入先への設備の発注後、「事業遂行状況報告書」(第6号様式) を作成し、契約書または発注書の写しを添付して (公財) にいがた産業創造機構に提出してください。
- ⑨金融機関から融資が実行された後、「事業遂行状況報告書」(第6号様式) を作成し、融資計算書 (または融資残高証明書) および返済明細書の写しを添付して (公財) にいがた産業創造機構に提出してください。
- ⑩設備が納入され、代金の支払後、「実績報告書」(第7号様式) 及び「助成金支払請求書」(第8号様式) を作成し、請求書及び領収書の写しを添付して (公財) にいがた産業創造機構に提出してください。
- ※助成金の支払時期については、8 ページの表をご確認ください。
- ※設備購入の際に値引き等が行われた場合は助成金額を減額するので、実際の設備購入額に基づいて「助成金申請額積算報告書」(第2号様式) を作成し、実績報告書とあわせて提出してください。
- ⑩提出書類の確認後、(公財) にいがた産業創造機構から助成金が支給されます。

■消費増税対策設備投資緊急促進事業の手続きの流れ



←---- (点線矢印)は必要に応じて作成・提出するものです。

※売上高増加要件のものは、施設・設備導入後3期後に別紙4を添付資料とともに提出すること。

## ■消費税増税対策設備投資緊急促進事業の利用に伴う制限について

消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成金を利用して設備を導入する場合、次のような制限が生じますのでご注意ください。

- (1) 助成金の交付を受けるために利用した融資については、やむを得ない理由がある場合を除き、融資実行後は繰上償還を行うことはできません。
- (2) 助成金を利用して導入した設備を一定期間内に処分する場合は、事前に（公財）にいがた産業創造機構の承認を受ける必要があります。この承認を受けて設備を処分した際に、収入があったときは助成金の全部または一部を返還してもらう場合があります。

## ■消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金の返還に伴う注意事項について

助成金の返還が発生した際に、納付期日を守らなかった場合は延滞金が発生するのでご注意ください。

（公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱より抜粋）

「第17条 助成事業者等は、助成金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を機構に納付しなければならない。」

### 3 消費税増税対策設備投資緊急促進事業に関連する融資の概要

#### I 金融機関資金を利用する方

<p>1 対象者</p>	<p>(1) 会社法第2条第1号に定める会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者</p> <p>(3) 事業協同組合等 次の各号のいずれかに該当し、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営む者</p> <p>① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会</p> <p>② 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会</p> <p>《中小企業者の範囲》</p> <p>※「資本金または出資金」と「従業員数」のどちらかの要件を満たしていることが必要。</p> <table border="1" data-bbox="488 981 1474 1576"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>資本金または出資金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5千万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 農業を営む個人若しくは法人（ただし、農業を2年以上営んでいること）又は認定農業者</p> <p>(5) 医業を主たる事業とする法人</p>	業種区分	資本金または出資金	従業員数	製造業等	3億円以下	300人以下	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	小売業	5千万円以下	50人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下
業種区分	資本金または出資金	従業員数																										
製造業等	3億円以下	300人以下																										
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下																										
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下																										
卸売業	1億円以下	100人以下																										
小売業	5千万円以下	50人以下																										
サービス業	5千万円以下	100人以下																										
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																										
旅館業	5千万円以下	200人以下																										
<p>2 資金使途</p>	<p>新たな成長が期待される分野や事業拡大・新分野進出等において県経済への投資効果の高い設備投資を促進する資金（設備資金）</p> <p>※ 新增設に限る（単純更新は不可）。ただし、観光施設等は大規模改修を含む。</p> <p>※ 土地の取得資金を除く。</p>																											

3 融資金額	1,000万円以上3億円以内 ※ 3億円超も対象。ただし、助成対象は3億円まで。 ※ 一企業あたり上限金額まで複数回利用可能。 ※ 上限金額の範囲内で、県制度融資（1千万円～5千万円）との併用可
4 融資期間	1年以上10年以内（据置1年以内）
5 融資利率	上限利率はみずほ銀行が公表する長期プライムレートとする。 ※ 融資実行時の利率は、原則、融資申込時の（助成金算定に用いた）利率と同一とする。 ただし、融資申込時から実行までの間に、長プラが上昇した場合、金融機関はその上昇幅の範囲内で、融資申込時の利率を引き上げることがある。なお、この場合であっても助成金の交付決定額は変更しない。 ※ 融資後の利率は、金融機関の基準金利に連動して見直すことがある。
6 返済方法	元金均等返済又は元利均等返済
7 担保・保証人	金融機関の審査基準による
8 貸付方法	証書貸付
9 繰上返済	やむを得ない理由がある場合を除き、繰上返済は認めない。

## II 県制度融資を利用する方

### (1) フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）

<p><b>1 対象者</b></p>	<p>県内で6か月以上継続して同一事業を営み、設備の導入（事業所等の建物の取得、新築・増改築を含む。ただし、土地の取得資金は除く。）により、次の要件のいずれかを満たす中小企業者および事業協同組合等</p> <p>(1) 事業規模の拡大 (2) 経営の効率化 (3) 事業転換または新分野進出</p> <p>※ただし、次の方はご利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税を滞納している方</li> <li>・金融機関から取引停止の処分を受けている方</li> <li>・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方</li> </ul>
<p><b>2 融資条件</b></p> <p>(1) 融 資 額</p> <p>(2) 資金使途</p> <p>(3) 融資期間</p> <p>(4) 融資利率</p> <p>(5) 信用保証</p>	<p>1,000万円以上5,000万円以下</p> <p>設備資金</p> <p>10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>（責任共有制度対象外の保証付き）</p> <p>融資期間7年以内                      年1.7%</p> <p>融資期間7年超10年以内      年1.9%</p> <p>（責任共有制度対象の保証付き）</p> <p>融資期間7年以内                      年1.9%</p> <p>融資期間7年超10年以内      年2.1%</p> <p>新潟県信用保証協会の保証制度を利用させていただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）</p>
<p><b>3 その他</b></p>	<p>※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。</p> <p>※新增設に限ります（単純更新は不可）。ただし、観光施設等は大規模改修を含みます。</p> <p>※やむを得ない理由がある場合を除き、繰上返済は認められません。</p> <p>※融資制度に関するお問い合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課（電話：025-280-5240）となります。</p>

## (2) フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）

<p><b>1 対象者</b></p>	<p>県内で6か月以上継続して同一事業を営み、次のいずれかの要件を満たす中小企業者および事業協同組合等であって、（公財）にいがた産業創造機構の認定を受けた方</p> <p>①新製品・新商品・新サービスおよび新技術の開発に取り組もうとする方</p> <p>②新製品・新商品・新サービスおよび新技術により事業転換または新分野進出を図ろうとする方</p> <p>③自社または技術導入により開発された新製品・新商品・新サービスおよび新技術により新市場に進出若しくは現市場の拡大を図ろうとする方</p> <p>④複数の中小企業者が共同で新製品・新商品・新サービスおよび新技術の開発に取り組もうとする方、または開発された新製品・新商品・新サービスおよび新技術により新市場に進出若しくは現市場の拡大を図ろうとする方</p> <p>⑤事業の発展に必要な先端技術機器および情報関連機器の導入を図ろうとする方</p> <p>※ただし、次の方はご利用できません。          ・県税を滞納している方 ・金融機関から取引停止の処分を受けている方 ・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方</p>
<p><b>2 融資条件</b></p> <p>(1) 融 資 額</p> <p>(2) 資金使途</p> <p>(3) 融資期間</p> <p>(4) 融資利率</p> <p>(5) 信用保証</p>	<p>5,000万円以下</p> <p>運転資金・設備資金（※ただし、消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象となるのは設備資金のみ。）</p> <p>運転資金5年以内（うち据置1年以内）          設備資金7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>（責任共有制度対象外の保証付き）年1.9%          （責任共有制度対象の保証付き）年2.1%</p> <p>新潟県信用保証協会の保証制度を利用させていただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）</p>
<p><b>3 その他</b></p>	<p>※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。</p> <p>※新增設に限ります（単純更新は不可）。ただし、観光施設等は大規模改修を含みます。</p> <p>※やむを得ない理由がある場合を除き、繰上返済は認められません。</p> <p>※融資制度に関するお問合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部 商業振興課（電話：025-280-5240）となります。</p>

### (3) フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）

<p><b>1 対象者</b></p>	<p>県内で6か月以上継続して同一事業を営み、新エネルギーを始めとした石油代替エネルギーを使用するために必要な設備または省エネルギーに資する設備等の導入を図ろうとする中小企業者および事業協同組合等であって、(公財)にいがた産業創造機構の認定を受けた方</p> <p>※ただし、次の方はご利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税を滞納している方</li> <li>・金融機関から取引停止の処分を受けている方</li> <li>・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方</li> </ul>
<p><b>2 融資条件</b></p> <p>(1) 融 資 額</p> <p>(2) 資金使途</p> <p>(3) 融資期間</p> <p>(4) 融資利率</p> <p>(5) 信用保証</p>	<p>5,000万円以下</p> <p>運転資金・設備資金(※ただし、消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象となるのは設備資金のみ。)</p> <p>運転資金 5年以内(うち据置1年以内) 設備資金10年以内(うち据置2年以内)</p> <p>(責任共有制度対象外の保証付き) 年1.9% (責任共有制度対象の保証付き) 年2.1%</p> <p>新潟県信用保証協会の保証制度を利用させていただきます。(所定の信用保証料が必要となります。)</p>
<p><b>3 その他</b></p>	<p>※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。</p> <p>※新增設に限ります(単純更新は不可)。ただし、観光施設等は大規模改修を含みます。</p> <p>※やむを得ない理由がある場合を除き、繰上返済は認められません。</p> <p>※融資制度に関するお問い合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課(電話:025-280-5240)となります。</p>

#### (4) 小口零細企業保証制度資金

<b>1 対象者</b>	県内で1年以上継続して同一事業を営む小規模企業者 ※ただし、次の方はご利用できません。 ・ 県税を滞納している方・金融機関から取引停止の処分を受けている方・新潟県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方
<b>2 融資条件</b> (1) 融 資 額 (2) 資金使途 (3) 融資期間 (4) 融資利率 (5) 信用保証	1,250万円以下（※ただし、既保証付残高を含む。） 運転資金・設備資金（※ただし、消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象となるのは設備資金のみ。また、併用する（公財）にいがた産業創造機構が行う設備資金貸付制度の資金使途の制限により中古設備、建物、工事関係は消費税増税対策設備投資緊急促進事業の助成金の対象外） 運転資金5年以内（うち据置1年以内） 設備資金7年以内（うち据置1年以内） 年1.95% 新潟県信用保証協会の小口零細企業保証制度を利用していただきます。（所定の信用保証料が必要となります。）
<b>3 その他</b>	※融資については取扱金融機関および新潟県信用保証協会の審査により決定されるため、申込要件を満たしていても融資を受けられない場合があります。 ※新增設に限ります（単純更新は不可）。ただし、観光施設等は大規模改修を含みます。 ※やむを得ない理由がある場合を除き、繰上返済は認められません。 ※融資制度に関するお問合わせ先は取扱金融機関または新潟県産業労働観光部商業振興課（電話：025-280-5240）となります。

#### (5) (公財) にいがた産業創造機構が行う設備資金貸付制度

<b>1 対象者</b>	小規模企業者 ※ただし、次の方はご利用できません。 ・ 県税および県、(公財) にいがた産業創造機構の金融制度で滞納をしている方
<b>2 融資条件</b> (1) 融 資 額 (2) 資金使途 (3) 融資期間 (4) 融資利率 (5) 担保・保証人 (6) そ の 他	50万円以上4,000万円以下 設備資金（経営基盤の強化に必要と認められる設備（中古設備、建物および工事関係は対象外）） 7年（ただし、設備の法定耐用年数により7年未満になることがある。） 無利子 社外連帯保証人または不動産担保 その他の条件等については(公財) にいがた産業創造機構にお問合わせください。

## 4 消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領・様式

### (趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は、消費税増税後の景気の腰折れが懸念されることから、新たな成長が期待される分野や事業拡大・新分野進出等に取り組む中小企業等の設備投資を支援し、その経営基盤の強化及び県経済の下支えに資するため、中小企業等が行う設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「取扱金融機関」とは、この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟縣信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、三条信用組合、新潟大栄信用組合、塩沢信用組合、新栄信用組合、太陽信用組合、興栄信用組合、五泉信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北越後農業協同組合、越後中央農業協同組合、越後ながおか農業協同組合、柏崎農業協同組合、十日町農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合、魚沼みなみ農業協同組合、越後さんとう農業協同組合及びにいがた南蒲農業協同組合の県内営業店とする。

### (助成対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「助成対象者」という。）は、別表1に定める融資の利用により設備を導入する者であり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。）が1名以上増加する者であること、または施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の売上高等が導入前と比較して増加する計画であること。

### <金融機関資金を利用する場合>

- (1) 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2に規定する中小企業者
- (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商

工組合又は商工組合連合会

(4) 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会

(5) 農業を営む個人若しくは法人（農業を2年以上営んでいること。）又は認定農業者

(6) 医業を主たる事業とする法人

#### ＜県制度融資を利用する場合＞

(1) 県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」を利用して設備投資を行う中小企業者等

※フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）と、フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）又は（グリーンニューディール枠）を併用して設備投資を行う中小企業者等を含む。

(2) 県制度融資「小口零細企業保証制度資金」とNICOが行う「設備資金貸付制度」を併用して設備投資を行う小規模企業者

#### （助成対象事業）

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、助成対象者が別表1に定める融資を受けて行う設備の導入とする。

#### （助成金の交付基準）

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表3に掲げる助成率を乗じて得た額とする。

#### （助成金の交付条件）

第6条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) 助成事業の実施により導入する設備を発注した後、その旨を速やかに理事長に報告すること。

(5) 助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関から受けた後、その旨を速やかに理事長に報告すること。

(6) 助成事業の実施により導入する設備については、別表4に定める期日までに導入を完了するものであること。

(7) 助成事業の実施により導入する設備については、新潟県内に設置するものであること。

- (8) 助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資については、やむを得ない理由がある場合を除き、繰上償還を行わないこと。
- (9) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
- (10) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (11) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

#### **(助成金の交付申請)**

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式により、別に定める期日までに理事長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に際しては、別記第2号様式による助成金申請額積算報告書をあわせて提出すること。
- 3 第1項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

#### **(助成金の交付決定)**

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、第3条に掲げる要件についての適合性を確認したうえで、別に定める審査会の結果に基づき助成金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。
  - (1) 助成対象者が助成事業の実施に伴い利用する融資を受けることができないとき
  - (2) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき
  - (3) 助成事業の内容が関係法令に違反し、又はそのおそれがあるとき

- 3 理事長は、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を加えることができる。
- 4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

#### **(変更の承認申請)**

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

#### **(軽微な変更の範囲)**

第10条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 助成金の交付申請額を変更する場合

(2) 助成事業の内容を著しく変更するものと理事長が認める場合

**(事業の中止又は廃止の承認申請)**

第11条 第6条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

**(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)**

第12条 第6条第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第5号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

**(申請の取下げ)**

第13条 助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

**(状況報告)**

第14条 第6条第4号及び第5号の規定による理事長への報告については、理事長の指定する期日までに別記第6号様式による事業遂行状況報告書を提出するものとする。

**(実績報告)**

第15条 助成対象者は、別記第7号様式による実績報告書を別表5に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

**(検査の実施)**

第16条 理事長は、助成対象者に対し、必要に応じて中間検査、確定検査及び事後検査を実施することができる。

**(助成金の支払)**

第17条 理事長は、必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 助成金の概算払又は精算払を受けようとする者は、別記第8号様式による助成金支払請求書を理事長に提出しなければならない。

**(融資の繰上償還)**

第18条 助成対象者のやむを得ない理由により、助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関に繰上償還を行う場合は、理事長に対し別記第9号様式による繰上償還承認の申請を行わなければならない。

2 理事長は、前項の承認をした場合、当該繰上償還により助成対象者の利子支払額の減少があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

**(取得財産の処分)**

第19条 この助成金により取得した財産で、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間処分してはならない。

- 2 助成対象者のやむを得ない理由により前項に規定する財産を処分する場合は、理事長に対し別記第10号様式による財産処分承認の申請を行わなければならない。
- 3 理事長は、前項の承認をした場合、当該処分により助成対象者に収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部を納付させることができる。

**(交付決定の取り消し)**

第20条 理事長は、助成事業者が助成事業の実施に伴い利用する融資を受けることができない場合、助成事業の円滑な遂行に著しい遅延が生じた場合、助成事業が実施期間中に完了する見込みがないと認められる場合、またはこの要領に定める様式及び添付書類を指定された期日までに提出しなかった場合には、交付決定を取り消すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、当該助成事業に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

**(その他)**

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

**(附 則)**

この要領は、平成26年3月3日から施行する。

**(附 則)**

- 1 この要領は、平成26年4月 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に行われた交付申請に係る助成事業については、なお、従前の例による。

別表1 助成対象となる融資の利用形態及び条件

<金融機関資金>

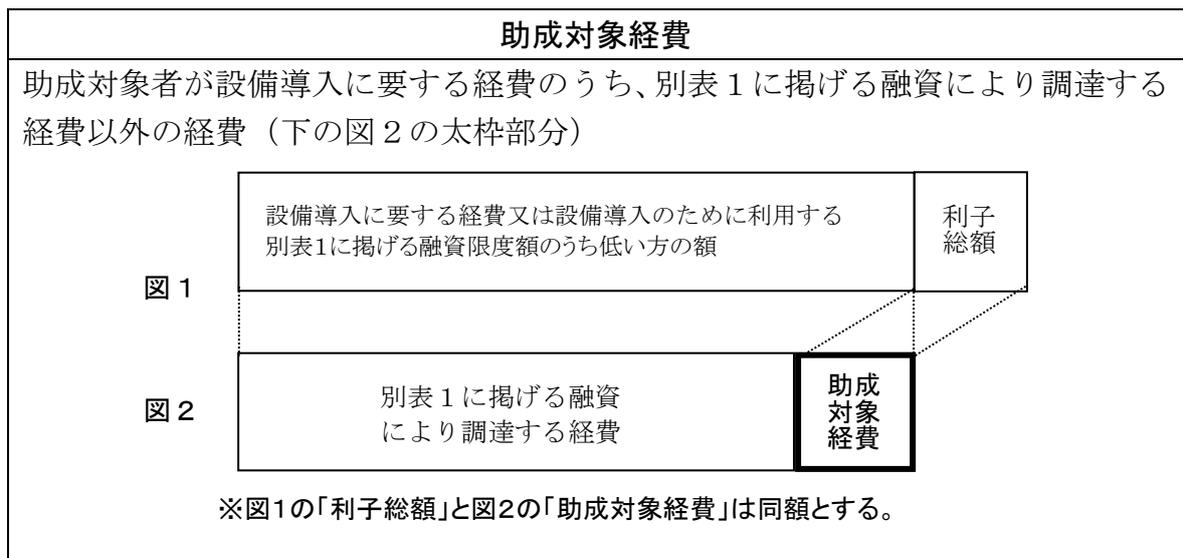
融資の利用形態	備 考
取扱金融機関が行う融資	交付申請時点において、左記の融資を受けていないこと。
全国信用組合連合会代理貸付 「くみれん地域サポートローン」	信用組合において取り扱うもの。 交付申請時点において、左記の融資を受けていないこと。

融資の条件	
資金用途	設備資金（土地の取得資金を除く。）
融資金額	1,000万円以上3億円以内
融資期間	1年以上10年以内（据置1年以内）
融資利率	上限利率はみずほ銀行が公表する長期プライムレートとする。
返済方法	元金均等返済又は元利均等返済
担保・保証人	金融機関の審査基準による。
貸付方法	証書貸付

<県制度融資>

融資の条件	備 考
県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」 （単独利用）	交付申請時点において、左記の融資を受けていないこと。
県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と「フロンティア企業支援資金（新技術・新事業等展開枠）」の併用	
県制度融資「フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）」と「フロンティア企業支援資金（グリーンニューディール枠）」の併用	
県制度融資「小口零細企業保証制度資金」と機構が行う「設備資金貸付制度」の併用	

別表2 助成対象経費



別表3 助成率

助成率
10分の10以内

別表4 設備導入期限

設備導入期限
原則として平成27年2月28日までに導入を完了するものであること。

別表5 実績報告提出期限

実績報告提出期限
設備代金の支払後25日以内、又は平成27年3月20日のいずれかの早い期日

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を下記のとおり行いたいので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第7条の規定により助成金の交付を申請します。

記

1 助成事業の内容（計画）

別紙のとおり

2 助成対象要件への該当内容

別紙のとおり

3 経営計画書

別紙のとおり

4 助成金交付申請額

金 円

[添付書類]

- (1)別紙1「消費税増税対策設備投資緊急促進事業 助成対象事業計画書」
- (2)第2号様式「消費税増税対策設備投資緊急促進事業 助成金申請額積算報告書」
- (3)別紙2「個人情報の提供等の取扱いに関する同意書」
- (4)別紙3「消費税増税対策設備投資緊急促進事業に係る確認書」

[注意事項]

- (1)上記4の助成金交付申請額については、第2号様式の(2)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。
- (2)この助成金交付申請の審査結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第2号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

消費税増税対策設備投資緊急促進事業 助成対象事業計画書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

		作成日	年	月	日
企業名	電話番号	-	-		
	FAX番号	-	-		
代表者氏名	印	担当者氏名			
所在地	〒	役員数	人	従業員数	人
業種	<p>【○印をつけてください】</p> <p>1. 金属製品製造業 2. 一般機械器具製造業 3. 電気機械器具製造業 4. その他製造業 ( )</p> <p>5. サービス業 6. 建設業 7. 小売業 8. 運輸業 9. 医療法人 10. 卸売業 11. 飲食業</p> <p>12. その他 ( )</p>				
<p>【事業計画の審査には、以下への同意が必要です。内容確認のうえ、□にチェックをしてください。】</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、事業計画書の提出にあたり、別紙2「個人情報提供及び『消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書』等の取扱いに関する同意書」に記載のとおり、個人情報の提供等について同意いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 私は、助成対象事業の完了後実施される事後検査への協力について同意いたします。</p>					

1 助成対象要件への該当内容

※次のうち該当するいずれかの要件の□にチェックを入れ、その内容等を記入すること

<input type="checkbox"/> 交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。）が1名以上増加すること。			
雇用(予定) 年月日	年 月 日	雇用期間の定め (どちらかに○印)	・無 ・有 ( 月 日まで) ※「有」の場合は契約更新の定めがあること。
常用雇用者数(交付申請の属する月の6か月前)	年 月 名	常用雇用者数見込 (設備導入完了時)	年 月 名
<p>[必要な添付書類]</p> <p>該当する雇用を行った際の労働条件通知書又は雇用契約書の写し ※雇用予定の場合は定められた期間までに雇用を行い、速やかに添付書類を提出すること</p>			
<input type="checkbox"/> 施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の売上高等が導入前と比較して増加する計画であること。			
<p>[注意事項]</p> <p>※設備等導入後の売上高等の増加については、本様式4 経営計画書の数値で確認する。また、審査会において当該計画数値について審査する。 ※施設設備・技術等導入3年後に売上高等増加の確認書類として、導入後3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写しを別紙4とともに提出すること。</p>			

下記(1)から(3)のうち該当するいずれかの□にチェックを入れること。

<input type="checkbox"/> (1) 大企業	
<input type="checkbox"/> (2) 中小企業（中小企業信用保険法第2条第1項に定めるもの）	※事業案内 P16 参照
<input type="checkbox"/> (3) 小規模企業者（中小企業信用保険法第2条第3項に定めるもの）	※事業案内 P4 参照
<input type="checkbox"/> (4) その他（上記によらないもの _____）	

金融機関資金を利用する場合、下記(1)から(6)のうち該当するいずれかの要件の□にチェックを入れること。

<input type="checkbox"/> (1) 会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
<input type="checkbox"/> (2) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 に規定する中小企業者
<input type="checkbox"/> (3) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
<input type="checkbox"/> (4) 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
<input type="checkbox"/> (5) 農業を営む個人若しくは法人（農業を 2 年以上営んでいること。）又は認定農業者
<input type="checkbox"/> (6) 医業を主たる事業とする法人

県制度融資を利用する場合、下記(1)から(4)のうち該当するいずれかの要件の□にチェックを入れること。

<input type="checkbox"/> (1) フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠）
<input type="checkbox"/> (2) 小口零細企業保証制度資金 ※(公財)にいがた産業創造機構が実施する「設備資金貸付制度」の併用
<input type="checkbox"/> (3) フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠＋新技術・新事業等展開枠）
<input type="checkbox"/> (4) フロンティア企業支援資金（設備投資促進枠＋グリーンニューディール枠）

[添付書類]

- (1) 導入する設備の見積書、カタログ、図面
- (2) 上記 1「助成対象要件への該当内容」の該当する要件において必要な添付書類
- (3) 直近 3 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 助成事業の内容（計画）

※枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。

導入する設備の具体的な内容及び金額等	設 備 名	金 額（単位：円）		導入完了予定日 及び設置場所	
		税抜計	円		
		見積書記載の 対象外経費	円		
		消費税	円		
	合計	円			

導入する設備の具体的な目的・効果等	【○印をつけてください】	1 新設	2 増設	3 改修（観光施設のみ）
		1 新成長分野	2 事業拡大	3 新分野進出

消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金	円
金融機関借入金	円
県制度融資	円
(公財)にいがた産業創造機構の設備資金貸付	円
その他借入金	円
自己資金	円
合 計	円

設備導入の動機	【①から④のうち、あてはまるものに○印】 この助成金を知り、設備投資を決めた
	① そう思う ② どちらかといえばそう思う ③ あまりそう思わない ④ 全くそう思わない
設備導入に伴う 新規雇用者数	人 (うち常用雇用者 人)

### 3 設備投資計画の具体的な内容

内 容	
<p>(1) 設備投資により生み出される製品やサービス等の特徴</p> <p>※ 商品の機能・性能・サービスの内容（サイズ、重量、精度、耐久性、利便性、簡便性、操作時間、顧客との双方向性など）について記入してください。</p>	
<p>(2) 市場や顧客ターゲットの設定と当該区分別売上高</p>	
<p>(3) 調達及び販売プロモーションの方法</p>	
<p>(4) 人材確保と育成方法 (必要とする技術・ノウハウ)</p>	
<p>(5) 競合状況と勝つためのシナリオ</p>	
<p>(6) 価格政策</p>	
<p>(7) その他 ( )</p>	

4 経営計画書

〔経営計画書〕—該当事業部門（又は会社全体）—

（金額単位：千円）

	2年前 (H / 月期)	1年前 (H / 月期)	直近期末 (H / 月期)	1年後 (H / 月期)	2年後 (H / 月期)	3年後 (H / 月期)
①売上高						
②売上原価						
製造原価						
材料費						
労務費						
その他製造経費						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費及び 一般管理費						
⑤営業利益						
⑥営業外費用						
支払利息						
⑦経常利益 (⑤-⑥)						
⑧人件費						
⑨減価償却費						
普通償却額						
特別償却額						
⑩付加価値額 (⑤+⑧+⑨)						
⑪常用雇用者数						
⑫一人当たり付加価値額 (⑩÷⑪)						
⑬運転資金	—	—	—			
⑭設備資金調達額	—	—	—			
金融機関 (銀行)	—	—	—			
自己資金	—	—	—			
その他	—	—	—			

注1：各種指標の算定 「営業利益」＝売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費  
「経常利益」＝営業利益－営業外費用（支払利息、新株発行費等）※営業外収益は含めない  
「人件費」＝給与手当＋賞与＋法定福利費＋福利厚生費＋労務費  
「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費

注2：「⑩付加価値額」及びその算定に必要な「⑤営業利益」「⑧人件費」「⑨減価償却費」並びに「⑪常用雇用者数」は必ず記載すること。

注3：売上高要件で申請する場合、売上高等が増加する計画であるかの確認のため、原則「該当事業部門」について記入すること。不可能な場合のみ「会社全体」で記入すること。

基本的に設備投資に係る分について作成する必要があります。ただし、会社全体と分けることが困難な場合は、注3以外は省略できますが、記載欄については、可能なかぎり記載してください。

〔経営計画書〕—導入する設備投資に係る経営計画—

(金額単位：千円)

	2年前 (H / 月期)	1年前 (H / 月期)	直近期末 (H / 月期)	1年後 (H / 月期)	2年後 (H / 月期)	3年後 (H / 月期)
①売上高						
②売上原価						
製造原価						
材料費						
労務費						
その他製造経費						
③売上総利益 (①-②)						
④販売費及び 一般管理費						
⑤営業利益						
⑥営業外費用						
支払利息						
⑦経常利益 (⑤-⑥)						
⑧人件費						
⑨減価償却費						
普通償却額						
特別償却額						
⑩付加価値額 (⑤+⑧+⑨)						
⑪常用雇用者数						
⑫一人当たり付加価値額 (⑩÷⑪)						
⑬運転資金	-	-	-			
⑭設備資金調達額	-	-	-			
金融機関 (銀行)	-	-	-			
自己資金	-	-	-			
その他	-	-	-			

注1：消費税増税対策設備投資緊急促進事業により導入する設備計画について記入すること。

注2：各種指標の算定 「営業利益」=売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費  
「経常利益」=営業利益-営業外費用(支払利息、新株発行費等) ※営業外収益は含めない  
「人件費」=給与手当+賞与+法定福利費+福利厚生費+労務費  
「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費

注3：「⑩付加価値額」及びその算定に必要な「⑤営業利益」「⑧人件費」「⑨減価償却費」並びに「⑪常用雇用者数」は必ず記載すること。

別紙2（第1号様式）

個人情報の提供及び「消費税増税対策設備投資緊急促進事業  
助成金交付申請書」等の取扱いに関する同意書

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

住 所

氏 名 印

私は、標記の助成金の交付申請等を行うにあたり、（公財）にいがた産業創造機構が審査を行うために必要な次に掲げる情報を貴公益財団に対し提供することについて同意いたします。

また、消費税増税対策設備投資緊急促進事業の実施状況の確認のため、貴公益財団が保有する次に掲げる情報及び交付申請等の内容、審査結果、助成金額等必要な情報を新潟県に対して提供することについて同意いたします。

- ①住所・氏名・連絡先等、属性に関する情報
- ②融資残高・返済状況に関する情報
- ③経営に関する情報
- ④その他、（公財）にいがた産業創造機構が申請の審査を行うために必要な情報

なお、貴公益財団から消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領に定める第2号様式の作成協力金融機関に対し、標記の助成金の交付申請（変更承認申請を含む。）の審査結果を情報提供することについて、あわせて同意いたします。

別紙3（第1号様式）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

代表者名

印

### 消費税増税対策設備投資緊急促進事業に係る確認書

私は、平成 年 月 日付けで申請した消費税増税対策設備投資緊急促進事業について、下記に該当する場合において、既に助成金が交付されているときは、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領（以下、「消費税増税対策実施要領」という。）第18条、第19条及び第20条もしくは公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱第16条に基づき助成金の返還等の求めに応じます。

#### 記

- 1 消費税増税対策実施要領第18条の規定により、繰上償還を実施する場合
- 2 消費税増税対策実施要領第19条の規定により、財産を処分する場合
- 3 消費税増税対策実施要領第20条の規定により、交付決定を取り消した場合
- 4 次のことに虚偽があることが判明した場合

交付申請日の属する月の6か月前と比較して、設備の導入完了時において、常用雇用者（期間の定めのない雇用か、又は1か月を超える期間を定めて雇用し、契約更新の定めがあること。かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であること。）が1名以上増加していること

※ なお、売上高等増加を要件で交付決定を受けた方は、「施設設備・技術等導入3期後に売上高等増加の確認書類として、別紙4及び導入後3期分の決算書の写し」の提出が必要となり、提出書類等に虚偽がある等、悪質な場合は助成金の返還等の対応となります。

#### [注意事項]

- ・この様式は、第1号様式 消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金交付申請書とともに提出すること。
- ・消費税増税対策実施要領第16条の規定により、事後検査等を実施する場合がある。

別紙4 (第1号様式)

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒  
所在地  
企業名  
代表者名 印

助成対象要件 (売上高要件) に係る報告書

私は、平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた消費税増税対策設備投資緊急促進事業についての助成対象要件である「施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の売上高等が導入前と比較して増加する計画であること」について、施設設備・技術等導入後3期に係る決算書の写しを提出します。

設備導入後の経営状況 (税抜き)

(金額単位: 千円)

		直近期末 (申請時数値)	1年後 (H / 月期)	2年後 (H / 月期)	3年後 (H / 月期)
該当事業部門 (又は会社全体) に係る実績	売上高				
	営業利益①				
	人件費②				
	減価償却費③				
	付加価値額①+②+③				

※ 売上高等が増加しなかった場合は、下記に理由を記入すること

--

[注意事項]

- ・本様式は、助成対象要件である「施設設備・技術等導入後3年以内のいずれかの年度の売上高等が導入前と比較して増加している計画であること」により、交付決定を受けた者が提出する様式であること。
- ・施設設備・技術等を導入した3期後に、3期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書) の写しとともに提出すること。
- ・消費税増税対策実施要領第16条の規定により、事後検査等を実施する場合がある。

消費税増税対策設備投資緊急促進事業 助成金申請額積算報告書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

		作成日	年	月	日
企業名	印	電話番号	—	—	
		FAX番号	—	—	
代表者氏名		担当者氏名			
所在地	〒				

消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金の交付を申請するにあたり必要な事項を次のとおり報告します。

(1) 設備導入額 (A) 本体価格 \_\_\_\_\_ 円 (消費税抜き)  
※別紙1(第1号様式)の「2助成事業の内容」の「金額」の「税抜計」欄の金額と一致すること。

(2) 助成金申請額の積算

① 融資限度額 3億円 (上記(1)の(A)又融資限度額のうち低い方の額)

② 融 資 額 (B) \_\_\_\_\_ 円 ※自己資金等を除く融資額のみを記載

③ 融資期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ か月 (うち据置期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ か月)

④ 融資利率 年 \_\_\_\_\_ %

⑤ 返済方法 (どちらかに○印)      ・ 元利均等      ・ 元金均等

⑥ 上記①～⑤の条件で算出した利子の総額 \_\_\_\_\_ 円

⑦ 助成金申請額 (C) \_\_\_\_\_ 円 (上記⑥の額から千円未満を切り捨てた額)

(3) 実際の融資額等

① 融 資 額 \_\_\_\_\_ 円 ※別紙1(第1号様式)の「2助成事業の内容」の「全体の資金調達計画」の「金融機関借入金」欄の金額と一致すること。

② 融資期間 上記(2)の③

③ 融資利率 上記(2)の④

④ 返済方法 上記(2)の⑤

⑤ 上記①～④の条件で算出した利子の総額 \_\_\_\_\_ 円

記入上の注意事項

- (1) この様式は融資を受ける金融機関の協力により作成すること。
- (2) この様式は2部作成し、1部を(公財)にいがた産業創造機構に提出し、1部を報告者の控えとすること。
- (3) 記入事項を訂正した報告書は無効とする。
- (4) 融資利率については、融資実行時の利率と異なる場合がある (P. 17 参照)。

作成協力金融機関名 (本支店名も記入)		担当部署・担当者名	印
住所	〒		
TEL	FAX	※この欄は作成に協力した金融機関でご記入ください。	

消費税増税対策設備投資緊急促進事業 助成金申請額積算報告書

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

		作成日	年	月	日
企業名	印	電話番号	—	—	
		FAX番号	—	—	
代表者氏名		担当者氏名			
所在地	〒				

消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金の交付を申請するにあたり必要な事項を次のとおり報告します。

(1) 設備導入額 (A) \_\_\_\_\_ 円 (消費税抜き)  
※別紙1(第1号様式)の「2助成事業の内容」の「金額」の「税抜計」欄の金額と一致すること。

(2) 助成金申請額の積算

①利用する県制度融資(どれかに○印)

- ・フロンティア企業支援資金(設備投資促進枠) [融資限度額: 5,000万円]
- ・小口零細企業保証制度資金 [融資限度額: 1,250万円]

※(公財)にいがた産業創造機構が実施する「設備資金貸付制度」の併用(小口零細企業保証制度資金と同額の借入れ)が必須

- ・フロンティア企業支援資金(設備投資促進枠+新技術・新事業等展開枠) [融資限度額: 1億円]
- ・フロンティア企業支援資金(設備投資促進枠+グリーンニューディール枠) [融資限度額: 1億円]

②融資額 (B) \_\_\_\_\_ 円 (上記(1)の(A)の額又は利用する県制度融資の融資限度額のうち低い方の額)

③融資期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ か月 (うち据置期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ か月)

④融資利率 年 \_\_\_\_\_ %

⑤返済方法(どちらかに○印)      ・元利均等      ・元金均等

⑥上記①~⑤の条件で算出した利子の総額 \_\_\_\_\_ 円

⑦助成金申請額 (C) \_\_\_\_\_ 円 (上記⑥の額から千円未満を切り捨てた額)

(3) 実際の県制度融資の融資額等

①利用する県制度融資 上記(2)の①

②融資額 \_\_\_\_\_ 円 ※別紙1(第1号様式)の「2助成事業の内容」の「全体の資金調達計画」の「県制度融資」欄の金額と一致すること。

③融資期間 上記(2)の③

④融資利率 上記(2)の④

⑤返済方法 上記(2)の⑤

⑥上記①~⑤の条件で算出した利子の総額 \_\_\_\_\_ 円

記入上の注意事項

- (1) この様式は融資を受ける金融機関の協力により作成すること。
- (2) この様式は2部作成し、1部を(公財)にいがた産業創造機構に提出し、1部を報告者の控えとすること。
- (3) 記入事項を訂正した報告書は無効とする。

作成協力金融機関名 (本支店名も記入)		担当部署・担当者名	印
住所	〒		
TEL		FAX	※この欄は作成に協力した金融機関でご記入ください。

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり変更承認を受けたいので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 助成金額等

	変更前	変更後
助成金交付申請額	円	円
助成金交付決定済額	円	

(2) 助成事業の内容（計画） 別紙のとおり

[添付書類]

- (1) 助成金交付申請額に変更がある場合、導入する設備の見積書又は契約書・発注書等の写し（金額がわかるもの）
- (2) 助成金交付申請額に変更がある場合、変更後の内容により作成した第2号様式「消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金申請額積算報告書」

[注意事項]

- (1) 助成金交付申請額に変更がある場合、上記2(1)の変更後の助成金交付申請額については第2号様式の(2)の「⑦助成金申請額」と同額とすること。
- (2) この変更承認申請の申請結果については、(公財)にいがた産業創造機構から第2号様式の作成協力金融機関に対し情報提供を行う。

消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金変更交付申請書（別紙）

1 助成事業の内容（計画） ※枠内に書ききれない場合は別途説明資料を添付すること。

導入する設備の具体的な内容及び金額等	設 備 名	金 額（単位：円）		導入完了予定日 及び設置場所	
		税抜計	円		
		見積書記載の 対象外経費	円		
		消費税	円		
	合 計	円			

（裏面に続く）

導入する設備の具体的な目的・効果等	【○印をつけてください】	1 新設      2 増設      3 改修（観光施設のみ）
		1 新成長分野   2 事業拡大   3 新分野   4 その他

全体の資金調達計画	
消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金	円
金融機関借入金	円
県制度融資	円
(公財)にいがた産業創造機構の設備資金貸付	円
その他借入金	円
自己資金	円
合 計	円

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第11条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業が予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）ので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の進捗状況

2 遅延等の内容及び原因

3 遅延等に対してとった措置

4 助成事業の遂行及び完了の予定

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒  
所在地  
企業名 印  
代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

該当するものに○印	報告事項	報告事項の発生日
	導入する設備を発注した。  [添付書類] ・契約書又は発注書等の写し	平成 年 月 日
	金融機関から融資を受けた。 （融資の名称： ）  [添付書類] ・融資計算書（又は残高証明書）及び返済明細書の写し	平成 年 月 日

[注意事項]

- ・この様式は、上記報告事項の発生の度に、発生後10日以内に添付書類とともに提出すること。

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒  
所在地  
企業名 印  
代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業実績報告書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業を完了したので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第15条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金等の実績

区 分	金 額	備 考
交付決定済額	円	
助成金受領済額（A）	円	
設備発注額（B）	円	第6号様式提出時に添付の契約書又は発注書の金額を記入すること
設備導入額（C）	円	添付の領収書金額を記入すること
助成金再積算額（D）	円	設備の発注額(B)よりも実際の導入額(C)が低い場合(B>Cとなる場合)、添付の第2号様式の(2)の⑦の金額を記入すること
常用雇用者数	年 月 名	交付申請の属する月の6か月前
【雇用要件】	年 月 名	設備導入完了時(※実績報告時)
売上高等数値(税抜き)	年 月 期	設備等の導入前、直近期末の数値
	売上高 千円	
	付加価値額 千円	
	年 月 期	売上高等が増加する期末の数値(計画値)
売上高 千円		
【売上高要件】	付加価値額 千円	

[添付書類]

- (1) 導入した設備の写真
- (2) 設備導入代金の領収書の写し
- (3) 上記の設備発注額（B）よりも実際の設備導入額（C）が低い場合（B＞Cとなる場合）、実際の設備導入額により積算した第2号様式「消費税増税対策設備投資緊急促進事業 助成金申請額積算報告書」

[注意事項]

- (1) この様式は、設備導入代金の支払後25日以内、又は平成27年3月20日のいずれか早い期日までに提出すること。
- (2) 助成金受領済額（A）が助成金再積算額（D）よりも大きい場合（A＞Dとなる場合）、助成金の返還が必要となります。

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒  
所在地  
企業名 印  
代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業助成金支払請求書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業について、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第17条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円（該当区分に○印 ・精算払 ・概算払）

2 振込先

振込金融機関	銀行／金庫 支店
預貯金の種別	普通 / 当座 (該当するものに○印)
預貯金口座番号	
金融機関に登録した住所	〒
フリガナ	
預貯金口座名	

[添付書類]

- ・設備導入代金の請求書の写し

[注意事項]

- (1) この様式は、導入する設備が納入され、請求書が発行された後に提出すること。
- (2) 契約等の定めにより設備納入前に助成金の支払いが必要な場合は、あらかじめ（公財）にいがた産業創造機構に相談すること。

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒  
所在地  
企業名 印  
代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業に係る繰上償還承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業の実施に伴い利用した融資の繰上償還を行いたいので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第18条の規定により承認を申請します。

記

1 利用した金融機関及び融資の名称

( )

2 融資を受けた年月日

平成 年 月 日

3 繰上償還を行う理由

[注意事項]

- 繰上償還により利子支払額が減少する場合、交付した助成金の全部又は一部を（公財）にいがた産業創造機構に返還させることがある。

平成 年 月 日

公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長 様

〒

所在地

企業名

印

代表者名

消費税増税対策設備投資緊急促進事業に係る財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け新産創第 号で交付決定を受けた標記事業により取得した財産を処分したいので、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領第 19 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

[添付書類]

・財産の処分により収入又は支出が発生するときは、その金額がわかる資料

[注意事項]

- (1)様式内に書ききれない場合は別紙に記載すること。(様式任意)
- (2)財産処分により収入が発生する場合、交付した助成金の全部又は一部を（公財）にいがた産業創造機構に返還させることがある。

(参考様式)

新産創第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人にいがた産業創造機構  
理事長

### 消費税増税対策設備投資緊急促進事業交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請（変更承認申請）のあった標記事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

#### 記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 助成事業の内容 交付申請書（変更承認申請書）のとおり
- 3 助成金の交付条件
  - (1)助成事業の内容を変更、若しくは経費の配分を変更する場合(第10条に定める軽微な変更を除く。)には、事前に理事長の承認を受けること。
  - (2)助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
  - (3)助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
  - (4)助成事業の実施により導入する設備を発注した後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
  - (5)助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資を金融機関から受けた後、その旨を速やかに理事長に報告すること。
  - (6)助成事業の実施により導入する設備については、消費税増税対策設備投資緊急促進事業実施要領の別表4に定める期日までに導入を完了するものであること。
  - (7)助成事業の実施により導入する設備については、新潟県内に設置するものであること。
  - (8)助成事業の実施に伴い助成対象者が利用する融資等については、やむを得ない理由がある場合を除き、繰上償還を行わないこと。
  - (9)この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当な収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがあること。
  - (10)この助成金により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
  - (11)助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

※当該助成金は、新潟県の「消費税増税対策設備投資緊急促進事業補助金」を財源として交付しています。